

第 14 号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県立学校条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年6月8日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立学校条例の一部を改正する条例

熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表特別支援学校の部熊本県立ひのくに高等支援学校の項の次に次のように加える。

熊本県立鏡わかあゆ高等支援学校	八代市
-----------------	-----

第2条の表特別支援学校の部熊本県立荒尾支援学校の項の次に次のように加える。

熊本県立かもと稲田支援学校	山鹿市
---------------	-----

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

（提案理由）

県立特別支援学校の新設に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。